

岩手県告示第 484 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 5 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 宮古岩泉線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 宮古市山口第 14 地割 46 番 1 地先から 81 番 1 地先まで
  - (2) 宮古市山口第 14 地割 81 番 1 地先内
  - (3) 宮古市山口第 14 地割 89 番 2 地先から 89 番 1 地先まで
  - (4) 宮古市山口第 14 地割 95 番 1 地先から 94 番 1 地先まで
  - (5) 宮古市山口第 14 地割 77 番 1 地先内
- 3 供用開始の期日 平成 21 年 5 月 26 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 宮古地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 21 年 5 月 26 日から同年 6 月 26 日まで